

加西市立認定こども園の設置・運営事業者を公募するので、手続き等について次のおり公告する。

令和2年7月1日

加西市告示第100号

加西市長 西村 和平

# 加西市立認定こども園移管先事業者募集要項

加西市立北条東こども園

令和2年7月1日

加西市

## 目次

1	目的	1
2	対象施設	1
3	応募資格及び条件	2
4	運営の基準	2
5	協定書の締結	3
6	施設用地の貸与等	3
7	移管先事業者の選考及び移管後の主なスケジュール	3
8	応募の手続	4
9	選考先事業者の選考と決定	6
10	審査結果の通知	6
11	留意事項	6
別紙1	移管施設の概要	7
別紙2	加西市立認定こども園運営条件	9
別紙3	加西市立認定こども園移管先事業者審査基準	12
別冊	応募様式 (第1～18号)	

## 加西市立認定こども園移管先事業者募集要項

### 1 目的

加西市では多様化する保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応できる仕組みを構築するために、公立園の直営方式のみならず、公立園の民営化を進めることで、加西市全体の幼児期の教育・保育の質の確保と向上を図ることを目的とする。移管先事業者の選考にあたっては、下記の条件で事業者の募集を行い、公私連携幼保連携型認定こども園（以下「公私連携こども園」という。）として運営を行う。

#### 【公私連携こども園とは】

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）第34条に規定する幼保連携型認定こども園の運営方式の一つであり、設置・運営主体は民間法人で、市とあらかじめ「協定」を締結し、公私連携法人としての指定を受け、必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力を得て、設置の支援を受けつつ、人員配置や提供する教育・保育など運営への関与を受け、市との連携の下に適正な運営を行う施設。

### 2 対象施設

#### (1) 施設の名称および所在地

名 称	北条東こども園
所在地	加西市北条町東高室 9 1 5 - 2

#### (2) 施設概要

構 造	平成3年3月建設 木造平屋、 平成27年3月増改築 鉄骨造平屋（一部木造）
延床面積	8 7 6 . 4 2 m <sup>2</sup>
施設内容	乳児室、沐浴室、保育室、遊戯室、調理室、廊下、 職員室、相談室、保健室、更衣室、トイレ、その他
屋外運動場	1 , 1 4 9 m <sup>2</sup>

#### (3) その他、施設の概要は「移管対象施設の概要」別紙1のとおり

### 3 応募資格及び条件

#### (1) 資格・条件

応募者は、次の全ての項目に該当することが必要です。

- ・学校教育法または社会福祉法の規定により設立した法人で、令和2年4月1日現在、加西市内に事業所を構えており、今後も事業の継続が確実に見込まれる法人であること。
- ・認定こども園の運営を支障なく行うことができる十分な資力、知識及び技術能力等を有し、継続的に安定した認定こども園運営が行えること。
- ・法人が現に運営をしている認定こども園、幼稚園または保育所について、直近の監査・実施指導において、重大な文書指摘を受けていないこと。
- ・国税及び地方税の滞納がないこと。
- ・土地、建物及び備品等は、当該認定こども園における運営以外の目的に使用しないこと。
- ・地方自治法施行令第167条4の規定により、本市における一般競争入札参加の制限を受けていないこと。
- ・民事再生法に規定する再生手続き開始または破産法に規定する破産手続き開始の決定を受けていないこと。
- ・暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

#### (2) 失格事項

次に該当する場合は、失格として選定の対象から除外します。

- ・選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・この募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ・提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合
- ・その他不正行為があった場合

### 4 運営の条件

「加西市立認定こども園運営条件」**別紙2**に示す条件を遵守すること。

## 5 協定書の締結

- ・移管先事業者は認定こども園法に基づき、公私連携法人として市と協定を締結すること。
- ・協定の有効期間は令和4年4月1日から5年とする。有効期間の更新については、市と移管先事業者において協議し決定する。なお、期間中に運營業務等の見直しを行う必要が生じた場合は、市と移管先事業者が協議を行うものとする。
- ・正当な理由なく本協定に従って教育及び保育等を行っていないと認めるときは、認定こども園法に基づき勧告を行う。当該勧告に従わないときは協定の期間中においても指定を取り消すことがある。

## 6 施設用地の貸与等

- ・施設用地については、無償貸与とする。
- ・既存建物については、移管後5年間は無償貸与とし、その後は、無償譲渡とする。
- ・施設で使用している物品で市が提示するもののうち、移管先事業者が希望するものについては無償譲渡とする。
- ・施設の土地、建物、設備及び付帯施設の維持管理業務全般は移管先事業者が行うこと。なお、施設等の管理に当たっては、法令等に定める有資格者を配置し、設備等の維持管理にかかる費用は、移管先事業者が負担することとする。
- ・土地の現状復旧及び修繕等については、移管先事業者の負担とする。ただし、建物の躯体等に係る大規模な修繕及び改修等については、市と協議すること。
- ・その他の事項については、市が定める契約書による。

## 7 移管先事業者の選考及び移管後の主なスケジュール

年度	日程	内容
2年度	7月	募集要項公表、現地説明会
	8月	応募書類受付
	9月	選考委員会による移管先事業者の選考・決定
	10月～	三者協議会の設置
3年度	4月～3月	引き継ぎ保育
	1月頃	市有地貸付契約、協定書の締結

## 8 応募の手続

### (1) 募集要項の配布と参加表明書（様式第1号）の受付

- ・受付期間 令和2年7月1日（水）から7月15日（水）まで  
午前9時から午後5時まで 土曜日、日曜日及び祝日を除く
- ・提出場所 加西市教育委員会こども未来課
- ・募集要項及び各種申請書は加西市ホームページからダウンロードすること。  
URL  
<http://www.city.kasai.hyogo.jp/04sise/11osir/osir2007/osir200701b.htm>

### (2) 現地説明会の開催

- ・日時 令和2年7月17日（金）午前9時30分～
- ・場所 加西市北条町東高室915-2 北条東こども園
- ・参加者は1団体3名以内とする。
- ・説明会参加は、募集の資格条件ではないが、応募事業者は極力参加すること。

### (3) 募集要項及び現地説明会に対する質問の受付

- ・受付期間 令和2年7月20日（月）から同月22日（水）まで  
午前9時から午後5時まで
- ・質問書（様式第2号）により、電子メールにて加西市教育委員会こども未来課へ送付すること。メールアドレス [kodomo@city.kasai.lg.jp](mailto:kodomo@city.kasai.lg.jp)
- ・募集要項及び現地説明会以外の質問及び意見については、回答しない。

### (4) 募集要項及び現地説明会に対する質問の回答

- ・質問書回答 令和2年7月31日（金）
- ・全ての応募者に電子メールまたは郵送で回答する。

### (5) 応募書類の提出

- ・受付期間 令和2年8月3日（月）から同月17日（月）まで  
午前9時から午後5時まで 土曜日、日曜日及び祝日を除く
- ・提出場所 加西市教育委員会こども未来課
- ・受付期間内に必要書類を上記に定める場所に持参すること。提出期限を過ぎたものは、受付しない。

- ・応募書類は様式ごとにインデックスを付け1部ずつA4ファイルに綴じること。
- ・提出部数 正1部、副6部（副は複写可）

#### （6）応募書類

- ・加西市立認定こども園移管先事業者応募申込書 (様式第3号)
- ・法人の概要及び役員構成 (様式第4号)
- ・履歴書（理事長、園長予定者） (様式第5号)
- ・基本理念・基本方針・目標等 (様式第6号)
- ・開園日・開園時間・定員区分 (様式第7号)
- ・教育・保育計画（年間計画・月間計画） (様式第8号)
- ・組織計画 (様式第9号)
- ・人材育成・研修計画 (様式第10号)
- ・安全対策・危機管理体制 (様式第11号)
- ・食育及び給食提供の考え方 (様式第12号)
- ・支援を要する園児への配慮及びその保護者への対応 (様式第13号)
- ・地域の子育て支援、小学校等との連携・交流 (様式第14号)
- ・保護者に対する支援 (様式第15号)
- ・在園児や保護者意向に関する取り組み等 (様式第16号)
- ・誓約書 (様式第17号)
- ・法人の定款または寄附行為（写しに原本証明）
- ・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書、3カ月以内）
- ・財務諸表
  - ① 県等に提出の計算書類一式（3期分）
  - ② 予算書（現年度）
  - ③ 人件費の内訳（前期） (様式第18号)
- ・直近の県の保育指導監査結果及び改善報告書の写し
- ・直近の法人監査の指摘事項及び改善報告書の写し
- ・理事会会議録（応募を決定した会議分、原本証明のこと）
- ・就業規則
- ・給与規則
- ・園の概要がわかる要覧、入園のしおり、パンフレット
- ・年齢別教育・保育指導計画書
- ・園だより、給食だより、給食献立表（直近3カ月）



## 9 移管先事業者の選考と決定

- ・選考は、市が設置する「加西市立認定こども園移管先事業者選考委員会」（以下「選考委員会」という。）の審査結果に基づき、加西市長が移管先事業者を決定する。
- ・選考委員会は、「加西市立認定こども園移管先事業者審査基準」**別紙3**に基づき、書類審査とプレゼンテーション審査を行う。
- ・選考委員による審査の実施日は、令和2年9月7日（月）とし、時刻、開催場所については後日連絡する。
- ・プレゼンテーションは申請書類に基づいた内容とし、追加での資料配布は認めない。また、提出された書類に虚偽や記載の不備があった場合は失格とする。
- ・本応募について応募者がいない場合、または審査の結果により最低基準点に達する応募者がいない場合や、本募集の内容を達成できないと判断した場合は移管先事業者の選定を行わない場合がある。

## 10 審査結果の通知

- ・審査結果は、令和2年10月に、全ての応募者に対して通知する。
- ・審査結果に対する質問または異議については、一切受け付けない。

## 11 留意事項

- ・応募に関して必要となる一切の費用は、応募者が負担するものとする。また、選定後の事業計画の中止・延長、選定されなかったことによる損害も同様とする。
- ・原則として、提出された書類の内容を変更することはできない。
- ・選考委員会の委員、市職員その他本件関係者に対し、本件提案についての接触をしてはいけない。
- ・応募書類は、加西市情報公開条例に基づく公開請求の対象となる公文書となる。また、審査内容の概要についても同様とする。

【連絡先】 加西市教育委員会こども未来課 〒675-2395 加西市北条町横尾1000

T E L 0790-42-8726（直通） F A X 0790-42-8731

電子メールアドレス kodomo@city.kasai.lg.jp

別紙 1

移管対象施設の概要

(1) 認可定員

令和2年4月1日 単位：人

認可定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
教育利用	-	-	-	10	15	15	40
保育利用	5	10	15	10	15	15	70
合計	5	10	15	20	30	30	110

(2) 児童数

令和2年4月1日 単位：人

園児数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
教育利用	-	-	-	6	9	7	22
保育利用	3	6	12	20	20	22	83
合計	3	6	12	26	29	29	105

(3) 開園時間

開園時間	7時30分～18時00分
教育時間	平日 8時～14時
保育標準時間	平日 7時30分～18時 土曜日 7時30分～12時
保育短時間	平日 8時～16時 土曜日 8時～12時
休園日	日曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月29日～翌年1月3日
1号認定子どもの 休業日	夏季休業 7/21～8/31 冬季休業 12/23～翌年1/9 春季休業 3/22～4/4

(4) 教育・保育事業等

延長保育	なし
特別支援	対象児童 9人、加配職員7人
小学校との連携事業	年間3回
1号認定子どもの選考方法	定員を超過した場合は、抽選
保育料以外の徴収	給食費 1号 3,400円 (市内在住園児は0円) 2号 4,500円 (市内在住園児は0円) 絵本代 月額370~420円 PTA会費 500円

(5) 職員配置

令和2年4月1日 単位：人

	正規職員	非正規フルタイム	非正規パートタイム	合計
園長・副園長	2			2
保育教諭	5	8 (嘱託4・臨時4)	8	21
保育補助員			2	2
看護師			1	1
調理員	1		2	3
合計	8	8	13	29

(6) 非正規職員の基本支給額

(単位：円)

フルタイム	保育教諭 (嘱託職員)	月額 240,000
	保育教諭 (臨時職員)	月額 195,000
パートタイム	保育教諭	時給 1,129
	保育補助	時給 918
	調理員	月額 119,148
	看護師 (経験10年以上)	月額 252,090

- ・通勤手当 別途支給
- ・賞与 有 (週勤務時間が15.5時間以上に限る) 2.6か月

## 別紙 2

### 加西市立認定こども園運営条件

#### 1 関係法令等の遵守

認定こども園法等の関係法令等を遵守し適正に運営を図るとともに、加西市ほか関係機関の指示・指導内容を遵守すること。

#### 2 教育・保育計画の作成

施設の運営及び職員が変わることによる在園児への影響が最小限になるよう、現在の教育・保育指導計画等の継続に配慮すること。

#### 3 開園時間・休園日

- ・開園時間は午前7時から午後7時までとすること。
- ・通常の教育・保育時間は、午前8時から午後2時まで（教育時間）、午前7時30分から午後6時まで（保育標準時間）、午前8時から午後4時まで（保育短時間）を基本とすること。
- ・午後6時から午後7時までの延長保育を実施すること。
- ・休園日は、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、3日及び12月29日から同月31日までとすること。

#### 4 認定こども園の定員

- ・認可定員の総数は、移管対象園の員を下回らないこと。
- ・利用定員は、法人の申請により市が決定する。

#### 5 運営の基準

##### (1) 職員配置

- ・園長は、幹部職員としての能力及び経験を有する者とし、認定こども園の専任職員とすること。
- ・教育・保育に当たる職員は、幼稚園教諭免許及び保育士資格を有する者であること。
- ・職員の年齢、経験年数を踏まえ、常勤である正規職員をバランスよく配置し、日々の保育が支障なく円滑に実施できるように努めること。
- ・栄養士は集団給食の経験、アレルギー食対応の経験、離乳食の経験を有する者を1名以上配置すること。また、2名以上の調理員（有資格者）を配置すること。

- ・看護師を配置し、児童の健康管理に努めること。
- ・職員の資質や専門性の向上のため、積極的に研修等に参加させること。
- ・現在、市が雇用している臨時職員等が、移管後の公私連携こども園への就労を希望する場合は、子どもへの保育環境の変化を最小限に留める観点から、引き続きその雇用に努めること。

## (2) 教育・保育事業

- ・延長保育、一時預かりを実施すること。
- ・特別な配慮や支援を必要とする児童や障がい児の受け入れに努めること。
- ・子育て相談及び地域交流活動、地域の子育て支援に取り組むこと。
- ・小学校との連携、接続に取り組むこと。
- ・PTA等の組織は継続するものとし、活動内容については保護者と協議を行い、活動支援をする他に、活動の場を提供すること。
- ・年間行事については、現在の行事を継続し、新たな行事に取り組む場合は保護者を含め協議を行うこと。

## (3) 給食・調理

- ・給食は、自園調理方式とすること。
- ・給食は、栄養士が作成する献立に基づき実施すること。
- ・食育計画を作成し、食育を推進すること。
- ・食物アレルギーに配慮し、厚生労働省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に準じた対応を行うこと。

## (4) 支援を要する児童とその保護者への対応

支援を要する児童とその保護者への対応については、こども未来課など関係機関と連携して取り組み、児童虐待の発生予防・早期発見に努めること。

## (5) 保護者の費用負担

- ・保護者へ費用負担を求める場合は、保護者の理解を得るとともに、市と協議のうえ承認を得ること。
- ・物品や制服などについて、移管対象園からの継続園児は、原則、引き続き使用することとし二重の負担とならないように配慮すること。

## (6) 移管準備に関すること

- ・市からの要請があれば、市が開催する保護者説明会に、法人代表者等責任を持って対応できる者を出席させること。
- ・移管後も当分の間、保護者、移管先事業者及び市からなる三者協議会において、保育内容の継続性及び本諸条件の変更等について協議・調整を図ること。
- ・引き継ぎ保育の期間は、原則として1年間（令和3年度中）とし、移管後に勤務予定の職員を対象に、市と協議し実施すること。
- ・移管前の引き継ぎに参加した職員は、移管後も継続して当該認定こども園に勤務し職務に従事すること。また、引き継ぎに必要な人員は法人において確保すること。
- ・移管準備における引き継ぎ保育、三者協議会等については、移管先事業者決定後に市と移管先事業者との間に締結する覚書に基づき実施する。

(7) 移管後の取り組みに関すること

- ・移管先事業者は、移管後の運営状況等について本市の求めに応じ報告すること。  
また、移管後には次の取り組みを行うこと。
  - ア 本市職員による訪問への協力
  - イ 三者協議の開催
  - ウ 移管後、3年以内に第三者評価の受審
  - エ 本市が行う移管後の検証への協力

別紙3

加西市立認定こども園移管先事業者審査基準

1. 評価対象は申請書類等及びプレゼンテーションにおける説明内容とし、選考委員会委員(以下「委員」という。) 1名あたり、130点満点による評価とする。
2. 78点を基準点とし、委員の過半数の評価が基準点に満たない場合は失格とする。
3. 各委員の評価において最高得点とした委員数の多い者を候補者とする。最高得点とした委員数が同数の場合、この中から各委員の採点の合計点が最も高い者を候補者とする。
4. 上記3の場合において、各委員の採点の合計点が同じ場合については、選定委員会の合議により決定するものとする。
5. 申請法人が1法人の場合は、委員の過半数の評価が基準点を満たしている場合に限り、当該法人を候補者に決定する。

	審査項目	主な着眼点	配点
保育の運営状況	1 理事長履歴書 (様式第5号)	○理事長として必要な識見を有し、組織の円滑な運営を図るための知識・経験を有しているか	5
	2 園長予定者 (様式第5号)	○園長予定者は、幹部職員としての能力及び経験を有する者とし、認定こども園の専任職員とされているか	5
	3 基本理念、基本方針、目標等 (様式第6号)	○基本理念、基本方針、目標等が適切であり、熱意が示されているか ○保護者に対して基本理念や基本方針、目標等が情報提供されているか	5
	4 開園日・開園時間・定員 (様式第7号)	○市が示す条件が反映されているか 開園時間は午前7時から午後7時まで (教育時間) 午前8時から午後2時まで、(保育標準時間) 午前7時30分から午後6時00分まで、 (保育短時間) 午前8時から午後4時まで、休園日は、日曜日、祝日、1/2～3日及び12/29～31日 延長保育18時～19時、1号認定子どもの公正な方法による選考	5

5 教育・保育計画 (様式第8号)	<input type="checkbox"/> 教育・保育計画が、基本方針に基づき、更に保護者の意向等を考慮して作成されているか <input type="checkbox"/> 年齢ごとに児童の発達や状況に応じて、指導計画を作成しているか <input type="checkbox"/> 児童の発達状況、保育の実際について話し合うための会議が定期的かつ必要に応じて開催されているか	10
6 組織計画 (様式第9号)	<input type="checkbox"/> 市が示す条件が反映されているか 教育・保育に当たる職員は、幼稚園教諭資格及び保育士資格を有する者であるか 常勤である正規職員をバランスよく配置し、日々の保育が支障なく円滑に実施できるか 栄養士、調理員（有資格者）、看護師が配置されているか 市が雇用している非常勤職員を引き続き雇用することに努めているか	10
7 人材育成 (様式第10号)	<input type="checkbox"/> 職員に適切な研修機会を確保しているか <input type="checkbox"/> 経営者だけでなく、職員を交えて保育の質の向上や改善のための取り組みを行っているか	5
8 安全対策・危機管理体制 (様式第11号)	<input type="checkbox"/> 健康管理の取り組みや考えは十分か <input type="checkbox"/> 感染症等への対応は十分か <input type="checkbox"/> 事故や災害の発生時及び事後の備えは十分か <input type="checkbox"/> 外部からの侵入に対する対応策は十分か	5
9 食育の取り組み (様式第12号)	<input type="checkbox"/> 食育年間計画が作成され、実施記録があるか <input type="checkbox"/> 児童への食育の取り組みや保護者への情報提供を行っているか	5
10 アレルギー症状のある児童の対応 (様式第12号)	<input type="checkbox"/> アレルギー対応に関する書類や献立表を有するなど、取り組みや考えは十分か	5
11 障がいのある児童への対応 (様式第13号)	<input type="checkbox"/> 個別指導計画があり、地域の関係機関と連携が図れているか <input type="checkbox"/> 障がい児保育に関する研修を受けているか	10
12 虐待等により支援が必要な児童への対応 (様式第13号)	<input type="checkbox"/> マニュアルがあり、組織的に対応し、関係機関と連携できているか	5
13 地域の子育て支援 (様式第14号)	<input type="checkbox"/> 園庭開放、一時預かり、子育て相談等、地域の子育て支援の取り組みは十分か	5
14 小学校等との連携 (様式第14号)	<input type="checkbox"/> 小学校等との連携・交流についての取り組みができているか	5



15 保護者に対する支援 (様式第 15 号)	○児童の発達や育児などについて保護者へ積極的に情報提供しているか ○保護者と共通理解を得るための機会(懇談会、保護者向け研修や講演会等)を設けているか	5
16 在園児や保護者意向に関する取り組み等(様式第 16 号)	○移管対象園からの継続園児や保護者に配慮する取り組みや提案 ○保護者の費用負担を抑えるための取り組みや提案	5
17 保育所等の監査 (添付書類)	○直近の保育所等監査における状況 ①指摘なし ②要改善事項が指摘されたが、改善されている ③要改善事項が指摘され、現在も改善されていない	5

	審査項目	主な着眼点	配点
法人の状況	1 現在運営している園の職員状況 (就業規則・給与規定)	○職員の就業規則・給与規定・福利厚生・健康管理計画等があり、長期にわたる雇用の確保が見込まれるか ○職員が継続的に雇用されており、その定着が図られているか ○職員の処遇の改善が図られているか ○移管されたこども園における職員確保の取り組みや考えは十分か	10
	2 法人の財務状況 県等に提出の計算書類一式	○法人全体の財務状況が良好であるか ○財政基盤の安定化が図られているか ○資金収支予算計画は妥当かつ適切であり、良好な経営が見込まれるか ○3年以上連続して損失を計上していないか	10
	3 法人の監査	○直近の法人監査における状況 ①指摘なし ②要改善事項が指摘されたが、改善されている ③要改善事項が指摘され、現在も改善されていない	10